

公文書等の適切な管理、保存
及び利用に関する懇談会

第8回議事要旨

内閣府大臣官房企画調整課

公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会（第8回）

議事次第

日 時：平成 16 年 6 月 28 日（月） 14:00～15:55

場 所：総理大臣官邸小ホール

- 1．開 会
- 2．報 告 書 案 に つ い て
- 3．閉 会

高山座長 大変遅くなりました。定刻を既に過ぎておりますが、本日も暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。ただいまから第8回になりますけれども、「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」、今回は最終回と予定しておりますが、開かせていただきます。

初めに、小谷委員が別の御用件がおりになりますので、御出席できなくなりました。しかし、小谷委員の御意見につきましては、事務局の方で別途伺っておりますので、それは既にお手元に配付いたしました報告書（案）にも反映させております。

本日は先ほども申しましたように、報告書案について、最終的な御意見を交換していただき、報告書の最終的なとりまとめをいたしまして、後ほど官房長官においでいただけますので、この場を使いまして、提出をさせていただきたいと考えております。

官房長官は公務の御都合で2時半ごろにお見えになる予定でございます。その場で報告書を提出させていただき、官房長官からごあいさつをいただくという予定であります。

官房長官にはしばらくお付き合いいただけるとは思いますが、途中で御退席になりますので、その後もこのまとめりました報告書を実効あるものにするために、委員の皆様方から御意見を承って、4時前後にこの会議を終了したいと考えております。御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の具体的な議題に入らせていただきますが、前回の会合、と言ってもわずか1週間前でございますけれども、それ以降、前回での議論を基にいたしまして、修正案を再び作成させていただきました。これに当たりましては、各委員からの御助言をいただいて、そして、事務局等の御努力によってお手元に配られたように修正が入っているということでございます。

これは事前にお手元に御送付させていただいていると思います。まず副題につきまして、前回御議論をいただきました。これは一応案といたしまして、「 - 未来に残すべき歴史的文書・アーカイブズの充実に向けて - 」という副題を付けさせていただいております。この問題も後ほど御意見がございましたら承りたいと思っております。

それでは、お手元の最終報告（案）につきまして、事務局の方から変更点を中心にいたしまして、御説明をお願いしたいと思います。

川口課長、よろしく願いいたします。

川口企画調整課長 事前に郵送させていただきましたものとほぼ同じでございますが、若干、前回の時点で既に修正されているものまで下線を引いてしまったところもございますので、本日、参考までに、厳密に21日の案との違いについて下線を引かせていただいたものを参考までに一緒に配付させていただいております。

アンダーラインのないものと、本日の正式な資料とは全く同文ということでございます。

表紙でございますが、副題につきまして、座長の方から御指示のあったものを入れさせていただいております。

裏表紙でございますが、アーカイブという言葉自体になじみのない方もいらっしゃる

ということで、副題に採用する際には、アーカイブについての説明が必要だろうということで標準的なものを付けさせていただいております。

「個人または組織がその活動の過程で作成、受領、収集した記録のうち、継続的価値を持つものとして保存されているもの。また、それらの記録を管理、保存し、利用に供する公文書館等の機関や施設」というふうにしております。

いろんな定義を確認いたしましたが、いずれもこの2つ、二重構造になっておりまして、記録そのものと、それからそれを保存するような機関や施設、両方をアーカイブズと言うという定義になっております。

それから、目次でございますが、ここのところは御指摘を踏まえて、表題を変えたところが2の(1)、それから(6)等がございます。それから、1ページめくっていただきますと、3の(3)、(6)、(8)のイ、それからウを追加しております。それから、(10)のイというのもそろえております。

1ページは、基本的には最後のところの下から2行目、総理の施政方針演説を引用し、「このような背景の下に」と一番下の1行を追加しております。

3ページ、三宅委員の御発言を基にいたしまして、海外のことはアメリカと韓国が例示的に書いてあるわけでございますが、その結果、諸外国一般にどういう状況かということで、諸外国においては、現用文書を含め公文書等の記録物の管理ということで、これは前に研究会のときに御議論いただきました海外調査報告書の中のまとめを、そのまま引用させていただいております。

それから、4ページでございますが、アーカイブズという言葉が最初に出てくるところに括弧書きで同じ説明をしております。

4ページは法律の名前等を正確に書いているというだけで中身は変わりはありません。

5ページの国家賠償法の後も、何年に制定されたかということを書いておるわけでございます。

6ページの情報公開法、及び公益通報者保護法についても同様でございます。

内容的に関係があるところは10ページでございますが、山田委員の方から2章全体にどういった項目がどのように並んでいるかわかりにくい、整理をした方がいいという御意見がございまして、(8)で内閣府及び国立公文書館でどういうことができるかという点につきまして、法的な記述がございました。この(8)という現行法に基づいて内閣総理大臣及び国立公文書館が行い得る業務という節を削除した上で、1、2、3、4、5、6、7というのが、どのように並んでいるかというのを改めて整理をして書いたということでございます。

内容的には変更がございませんが、11ページのイのように、表題を変えたところがある。より内容に即して表題を変えたということでございます。

13ページも法律の名前でございます。

14ページにつきましては、これは行政機関の行政規則とガイドラインの論理的関係につ

いて整理をしたということで、内容的には特に変わっておりません。

あとは言葉の整理のところはほとんどでございますが、21ページ(8)というのがございますが、ここは削除をしているということでございます。

22ページでございますが、冒頭「必要な取組」というところでございます。ここは一般的な新法について、この報告書でどういう視点を出すかというところでございますので、事前に先生方に、前回の議論の後、先生方の御意見を個別に更にお聞きしまして、その結果、座長に御報告して、座長の御指示で最終的にこのような案にしているというところでございます。

ただ、大きな流れとしては、前回の議論を踏まえておまして、まずということで、文書のライフサイクル全体を視野に入れた適切な管理が行われることが必要であるとまず言い切っております。

こうした理念に基づいて諸外国では、公文書等のライフサイクル全般を規制する一般的な法律を制定しているところが多い。我が国においても、こうした法律を制定すべきではないとの意見も多かったが、我が国の現状では新法の制定以前に成すべきことが数多く残されているということで、また、新法を検討するに際しては、どのようなものが必要かについて十分検討すべきものと。

更にとということで、電子政府化の急速な進展や、それらの影響も見極める必要があるというふうに認識しております。

このため本報告書においては、個々の問題点について、できる限り具体的な解決の方法を提示するよう努めることとし、現行法令の弾力的解釈や運用の徹底改善で措置できると思われる事項については、そのような対応により、できるだけ迅速な解決を図り、また閣議決定や国立公文書館法等既存の法律の改正が必要なものは、その旨個別に提言を行った。公文書館制度の拡充・強化には、息の長い継続的な取り組みが必要でありということで、以下に述べる個別の提言をできる限り速やかに実現して、その効果を点検するとともに、電子政府化の急速な進展に対応した公文書等の作成、管理、移管・保存及び利用の在り方全般について、現用・非現用概念の見直しを含め、本格的な検討を行う必要があると。そうした成果を踏まえ、公文書等を幅広く対象とする新法について検討を行うべきであるとしておまして、前回、御発言のあったものを全体をまとめてこのようにさせていただいております。

それから、保存すべき文書の作成というところは、これも文書作成義務とガイドライン各省の規則との関係で整理をしたもので、内容的には変更はございません。

23ページの(3)③でございますが、ここはやや延長廃棄の中で、延長にもう少しウェートを置いた書きぶりをした方がいいのではないかと御意見を踏まえまして、保存期間が延長されることが多いことは国立公文書館への公文書の移管が進まない大きな要因となっているということから、行政機関の移管に関する不安に対応して、更に移管後の行政利用の制度や合理的な開示の整理など、環境整備を図ることも重要であると書いておりま

して、この具体的中身は3の(4)で詳しく述べるということにしております。

それから、28ページでございますが、タイトルでございますけれども、「(6)公文書等の収集対象の拡大」ということで、収集対象を拡大するためには、収集体制を変えなくては行けないわけでございますが、ここに書いてあることは、かなりの程度公文書館が保存すべき、あるいは収集すべき収集対象の話でございますので、収集対象の拡大ということにタイトルを直させていただいております。

内容的には変更はございません。

それから、34ページでございますが、ここに個人情報保護について、行政機関の場合には法律が整備されている。国立公文書館には直接適用がない。ただ、同様の配慮は必要だろうという御意見がございましたので、個人情報保護について、制度を勉強いたしまして、御指摘の趣旨で書かさせていただいております。

これについては、情報開示という問題がかなり重要でございますので、所蔵資料の国民への利用促進というところでその中に新しくウということをつけ加えさせていただいて、記述をさせていただいているということでございます。

「むすび」でございますが、ここでは必要な御意見に沿って訂正した後、副題が一応座長原案のようになるという前提で未来に残す歴史的文書・アーカイブズの充実が図られることを期待して、本報告書のむすびとしたいというふうにしております。

以上でございます。

高山座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明を踏まえまして、説明の中でそれぞれ各委員の御発言に対して、あるいはこういう御要求に対してこのように訂正をしたいという御説明もございましたので、どうぞ各委員から御自由に御発言をいただきたいと存じます。御意見、あるいは御質問もございましたら、それを併せてお願いしたいと思います。

宇賀委員 事前に事務局の方に来ていただいて、そのときに申し上げればよかったんですけども、ちょっと時間の関係で十分検討できなかったものですから、その後気がついたことなんですけれども、34ページのウのところ、個人情報保護のところなんですけれども、行政機関個人情報保護法が来年4月1日から施行されると云々と書いてあって、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権を持つようになるとあるんですけども、今の法律でも開示請求権はあるわけです。これは今は電算機処理されたものに対象が限られていますけれども、来年4月1日からは、マニュアル処理も含めて広がるということですので、開示請求権の前に、マニュアル処理情報を含めてと入れていただければいいかなと思いました。

もう一点が、そこから5行下なんですけれども、行政機関個人情報法と独立行政法人個人情報保護法のことを書いてあって、「これら法律にいう行政文書に当たらない」とされていますけれども、行政機関情報公開法では行政文書という言葉を使っていて、独立行政法人等情報公開法では法人文書という言葉を使っていますので、両方指すわけですから、

行政文書または法人文書とする必要があるかなと思いました。

それと、細かい点なんですけど、30ページの下から6行目で「本年法人化した大学におけるアーカイブズのほか」とある部分で、確かに国立大学法人はいろいろこういうアーカイブズを持っていますけれども、私立大学も、私も例えば国会学会の100年で戦前の国家責任、管理責任を調べたときには、国学院大学の御院文庫に何度も通ってお世話になったんですけれども、こういったものもありますので、確かに後の方にある歴史資料として重要な公文書等を所蔵する機関は数多く存在するということなので、それも含まれているんですけれども、ただ、余り国立大学法人と私立大学とでそれほど差があるのかという気もするので、本年法人化したというのは取ってしまって、大学におけるアーカイブズのほか云々という方がいいかなという気がいたしました。

もう一点、22ページの3の前書きのところの一番最後のところで、新法について検討を行うべきであるというのはいいんですけれども、私も報告のときに申し上げましたように、私は新法ならばドラスティックな改革で、既存の法律だと微小なというふうには必ずしも考えていなくて、内容次第だと思っています。

実は外国の文書管理法と呼ばれる法律を見ても、非常にマイルドな内容で、日本でもすぐできそうな行政機関情報公開法施行令の政令の内容と、一般の閣議決定の内容をそのまま法律に上げればそのままできるようなものもあるんです。

他方で、外国の例を見ると、公文書館法と呼ばれる法律自身が現用文書と非現用文書を含めた全体的な文書管理の法律になっていて、国立公文書館長に廃棄についての包括的な承認権限が与えられているというものもあるので、新法が抜本的で既存の法律の改正ではできないとは必ずしも言えないと思うんです。ですから、初めから新法だけを挙げるのではなくて、国立公文書館法の抜本的な改正、または新法の検討といふふうにした方がいいのではないかなと思いました。

高山座長 ありがとうございます。今の御訂正について、いかがでございましょうか。そのことについての御意見がもし委員の方からございましたら、お聞かせいただきたいと思えます。なければ、この線で修正をかせさせていただくということによろしゅうございますでしょうか。

具体的にもう一遍繰り返させていただきますと、22ページの「3 必要な取組」の前書きに当たるところでしょうか。(1)の前の行ですね。「公文書等を幅広く対象とする新法」とある前に、国立公文書館法の抜本的改正並びに新法について、という文言を入れるということです。

国立公文書館長 今の宇賀先生の話はそういう趣旨だと思うんですが、その前のパラグラフの一番最後に、この懇談会としては閣議決定や公文書館法、既存の法律の改正が必要なものについては、個別に言ったということを行っているんで、これ以外で残されているのは、もしかすると抜本的な改正の部分かなという感じがするんです。

宇賀委員 今回は要するに、主としてここで提言しているのは移管の部分ですね。

高山座長 そうすると、館長の御疑問はどうですか。

国立公文書館長 既存の法律の改正が必要なものについては、ここで具体的に言っているんで、残されて息長く検討していくものというのは、かなりの程度これは抜本的なものというぐらいにある意味で言うと限定されるのかという感じがするんです。公文書等を幅広く対象とする抜本的な新法とか、抜本的改正を内容とする新法とか。

高山座長 抜本的改正を内容とする、ですね。

国立公文書館長 改正というか、新しく新規制定ですから。

宇賀委員 例えばオーストラリアなどでも、アーカイブズ・アクトというのが、いわゆる文書管理法なんです。ですから、そういう国立公文書館法が言わば文書管理法の位置を占めるようなこともあり得るといふ趣旨で申し上げたわけです。

ですから、何かこれと別に文書管理法という名前の法律がなければならぬと決め付ける必要はないだろうということなんです。

尾崎委員 国立公文書館法というのが前に出てくるんですね。

高山座長 そうですね。国立公文書館法等と前に出ておりますので。

三宅委員 公文書等を幅広く対象とする新法、または国立公文書館法の抜本的改正と言うとあれでしょうか。

川口企画調整課長 順番に後ろが新法という書き方をしていますので、もしあれでしたら、国立公文書館法の抜本的改正、または公文書等幅広く対象とする新法というのが流れからすると自然かなという感じがします。

三宅委員 それだと館長のニュアンスとしては、国立公文書館法の法改正というのが前段で出ているから、抜本的改正が新法の前に来ると、何となく違いが明確でないというようなニュアンスではないかという御疑念なので、そうだとすると、新法に準ずるような抜本的改正というニュアンスだったら、後ろに持っていった方がそのニュアンスは出るかなとちょっと思ったんです。

国立公文書館長 抜本的な法的措置とか抜本的な立法とかね。

山田委員 新法と言わなきゃいい。抜本的なシステムの変革とか、そんなような言い方にすれば。

高山座長 何かつなげるようで恐縮ですが、抜本的な法的措置やシステムの改正等の検討を行うべきであるということになりますか。

尾崎委員 システムの改革と言ったら、法的措置は要らないという気が私はします。

国立公文書館長 抜本的な立法措置とか、法的措置とかを明記していただけないか。そうしないと、せっかく先生方にこの懇談会で御提言いただいたものも、その前の段階の閣議決定や既存の法律の改正が必要なものはその旨個別に提言を行った。この提言というのは、抜本的な改善じゃない、極めて個性的なもので、すべてのものは今後さらなる検討に委ねたんですかという感じになると、この提言そのものの持つ重みというのを、自ら抜本的なものは将来の検討ですよという話にしてしまうと、残念なことになりませんか。

高山座長 いかがでしょうか。システムの改正が入れば法的なものも含まれるという御意見もありますし、それから法的な問題をここで扱っているから、抜本的な法的措置という言葉で、法という言葉を残すべきだというお考えもあるんですが。

後藤委員 法的な措置とか、法的な整理を抜本的にやるということで、具体的な法律の名前というか、体裁は公文書法の抜本的な改正でも、あるいは文書管理法という新しい名前の法律の制定でもいいと、こういうことではないかと思うんです。しかし、法的整備はやるというのが内容ではないか。

三宅委員 しかし、上の方で一般的な法律、文書管理法、それを新法と受けているんで、そうだとすると、新法を例示にするような形で、新法等の抜本的な法的措置とか、そういうニュアンスの方が、新法というものが3段目に出ていますね。新法を検討するに際してはというのが3段目にあって、最後に新法が何もないと、トーンダウンしたような感じになるか、新法も含みに入れているんだというニュアンスを出すんだったら、新法等の抜本的な法的措置について検討を行うべきであるという方が何となく全体の流れにマッチするような気がするんです。

尾崎委員 抜本的な検討というと新法も入るんじゃないですか。我々の感覚からすると入ると思いますけれども。

三宅委員 上の方は新法というものが2つ出ているんですが、ここはどうでしょうかね。

尾崎委員 全く抜本的でも、手続だけ改正法でやるという手もあるんですよ。だから、新法というだけで、どれだけの意味があるかということ。

高山座長 今回のこの懇談会としては、実質が取ればいいということになるとすれば、新法ということにこだわらなくてもいいのかと。

尾崎委員 手続的には日本国憲法も明治憲法の改正法ですからね。新法でなかったら抜本的なことができないということもないし、抜本的なことをやるのに、むしろ新法という手続を取らない方が摩擦が少ないから、中身は全部新しいんだけど、改正法という手続を取るということもあり得るわけですね。そこは新法で決めるよりか、それを根っこから見直すような法的措置を取れという方がいいような感じが私はします。

高山座長 三宅先生、いかがですか。

三宅委員 諸外国でというので、現用文書を含め、こうした公文書等のライフサイクル全般を規制する一般的な法律を制定しているところが多いというのを、最後のところで公文書等を幅広く対象とする新法で受けているわけでしょう。ですから、そのところは新法にこだわらない表現にするとしたら、公文書等を幅広く対象とする。

国立公文書館長 新法の制定等抜本的な法的な措置について検討する、そうなると思うんです。

山田委員 確かに前の方が文書管理法イコール新法という形でいろいろ書いているから、何か受けた方が座りはいいかもしれないですね。

三宅委員 それが抜けてしまうと、何かトーンダウンのような感じがします。

高山座長 宇賀先生、特に今の御議論で、よろしいですか。

宇賀委員 本当は前の受け方が外国が文書管理法という特別な名前の法律があるような形で書かれているけれども、実は公文書館法がそれになっているというのが結構あるんです。でも、これでいいです。

高山座長 では、今のところを、公文書等を幅広く対象とする新法の制定等、抜本的な法的措置の検討を行うべきであるという文言に変えさせていただきます。

それから、宇賀先生から御指摘のところが30ページの「カ 他のアーカイブズとの連携」の最終パラグラフ、下から6行目、「本年法人化した」というものを取って、公立・私立大学も含むという形するというところでございますが、これはいかがでございましょうか。お認めいただけますでしょうか。

(「賛成」と声あり)

高山座長 では、お認めいただけものとしたしまして、その次が34ページでございますが、(8)のウ「個人情報保護」のところ、これはウの3行目、開示請求権の前にマニュアル処理情報を含めという文言を補うという点が1点。

それから、そこから5行下、「これら法律のいう行政文書」の後に、または法人文書という言葉も補う。この2点はいかがでございましょうか。

三宅委員 マニュアル処理情報を含めてのという表現で、点を打たずに開示請求権に付けた方が厳密じゃないですかね。開示請求権だけにかかるようにした方が。

高山座長 では、マニュアル処理情報を含めての、という言葉も補う。あとの方はよろしゅうございますね。

では、それらを修正させていただきたいと存じます。

加藤委員 最初の22ページの3に戻ってよろしいですか。宇賀先生のおっしゃったことは大変重要だと思います。やはり新法ならば抜本的で、改正ならば微修正であるという受け止め方は、一般的な世間からの見方に対してどう誤解を避けるかということです。もうちょっと簡単に世間にわかっていただくには、宇賀委員が先ほど挙げられたオーストラリアの例でもいいんですが、諸外国の文書管理法であれ、事実上は公文書館法となっているというようなものもあるといった紹介の言葉などを入れたらどうか。そのような例で、つまり文書管理法というのだけが新しく抜本的だという考え方を否定するような例を入れて、それで、また、我が国の現状ではもっとやるべきことがあるに続くと、説明しやすいと思うんです。恐らく今回のこういう研究会なり懇談会の活動を社会が評価する際に、ああ、新法はできなかったのか、という点だけで判断するのは大いにあり得ることですので。

高山座長 そういたしますと、具体的にどうしますか？

加藤委員 3段落目のところで、我が国においても、こうした法律を制定すべきではないかとの意見も多かったがの後に、何か事例を入れたらいかがでしょうか。

高山座長 例えばオーストラリアにおいてはこれこれこうであるというような。

加藤委員 文書管理法という名前でできている法の中にも、公文書館法と同じ内容のもの

のもあるのだということで。

高山座長 どう表現していいのかわからないんですが、ほかの委員の方は、ここでそういうことを入れることにどうお考えですか。

後藤委員 逆なんです。オーストラリア型というのは、つまりは文書管理法なんです。ただ、名前が公文書館法なんです。日本の公文書館法よりはよほど文書管理法的にできている。そこのところが今のように直してしまうと逆になってしまう。

高山座長 例としてはオーストラリアはというのはまずいわけですが、ここのところでそういう外国での事例を入れることによって、今回、この場で討議してきたことは、かなり法的な環境を整備することに踏み込んだ討議を行ったんだということをアピールできるようなことを補っておいた方がいいのではないかが加藤委員の御発言の趣旨であったと思うんですが、その辺はいかがでございましょうか。

三宅委員 これは「こうした公文書等のライフサイクル全般を規制する一般的な法律」というのを、いわゆる文書管理法と限定するから今のが漏れてしまうんです。

高山座長 そうですね。むしろ文書管理法を取った方がいい。

三宅委員 入れるんなら、文書管理法ないし公文書館法とか、そのようなものを含めて公文書館法のようなニュアンスを入れるか、一般的な公文書館法ないし文書管理法とするか、法律というのは括弧を取って、先ほどのニュアンスのように、一般的な公文書館法ないし文書管理法を制定しているところが多い。我が国においても、こうした法律を制定する公文書館法の抜本的改正を含め、こうした法律を成立すべきではないかとの意見も多かったがというようなニュアンスだと。後ろの方ともうまく対応するような気がします。まだこなれていないので、この程度にしておきます。

高山座長 今、三宅先生からはライフサイクル全般を規制する一般的な公文書館法ないし文書管理法を制定しているところも多い。我が国においても以下はそのままにするということとする。

三宅委員 そうですね。法律を制定すべきで全部含むかどうかは、もうちょっと御議論していただきたい。少なくとも一般的な法律で、それがイコール文書管理法と言わない方がいいのかもしれないという意味です。

高山座長 この件について御意見はいかがですか。

それでは、一応今の段階で、一般的な法律（いわゆる文書管理法）というところを、一般的な公文書館法、ないし文書管理法というふう書き改めるところまでお認めいただけたということにさせていただきたいと存じます。

あとのところはいかがでございましょうか。

山田委員 新法の検討という辺りが全部平仄が合わなくなってしまう可能性があって、そこら辺をこうした法整備とか何とかというふうに変えていくのかもしれないね。

我が国においてもこうした法律を整備すべきではないかとの意見も多かったがとか、我が国の現状です。

三宅委員 制定ではないですね。

山田委員 こうした法律を整備すべきではないかとの意見も多かったがと。

高山座長 こうした法律を整備？

山田委員 我が国の現状では、それ以前に成すべきことが数多く残されている。また、ここは新法でもいいかもしれないし、あるいは法整備でもいいかもしれないですね。こうした法整備を検討するに際しては、我が国の現状と、それで大体平仄が合ってくるかもしれないですね。

高山座長 読み上げさせていただきます。この段落の最初のところから、こうした理念に基づいて諸外国では現用文書を含め、こうした公文書等のライフサイクル全般を規制する一般的な公文書館法ないし文書管理法を制定しているところが多い。我が国においても、こうした法律を整備すべきではないかとの意見も多かったが、我が国の現状では、それ以前に成すべきことが数多く残されている。

また、法整備を検討するに際しては、我が国の現状に照らし、どのような内容のものが必要かについて、十分に検討すべきものである、ということになるかと思えます。それでお認めいただければこういう文案で固めたいと思っております。

ありがとうございました。

それでは、それ以外のところはいかがでございましょう。

三宅委員 細かいところで、6ページの正式名称、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、「行政機関が」ではないと思うんです。

高山座長 「行政機関が保有する情報の公開に関する」ですか？

三宅委員 これは「行政機関の」だと思います。

高山座長 6ページから上から7行目でございます。法律の名称で括弧に入っておりますが、「行政機関が」が「行政機関の」に変わるそうであります。それが正式名称だそうです。これは変えますか。後でチェックすれば、正式なものがわかると思えます。略称の行政を取るか残すかですね。

宇賀委員 情報公開法があるので、それと区別するためには、何か付けて、行政機関情報公開法というか、行政情報公開法と言うかですね。

高山座長 そういうことであれば、より明確になるように行政という言葉を残した方がよるしいわけですね。

そのほか何かありますか。

尾崎委員 7ページですが、真ん中からちょっと下に「すなわち」とありますね。「現在、我が国では、現用文書の管理は、個々の行政機関の責任においてなされ、現用文書の管理については」というのは、ちょっと変なんですね。例えば「我が国では現用文書の管理は、個々の行政機関が定める文書管理規則に従い、その責任の下に行われている」とか、ちょっと現用文書の管理がダブルものですから、修文なさったらいかがと思えます。

高山座長 恐縮でございますが、もう一度おっしゃっていただけますか。

尾崎委員 「現用文書の管理は個々の行政機関が定める文書管理規則に従い、その責任の下に行われている。」

高山座長 個々の行政機関においてのところからは、特に日本語としては問題はないですね。尾崎委員 「設けられているにすぎない」までのところを今のように置き換えると。縮めてしまうわけです。

高山座長 「すなわち、現在、我が国では、現用文書の管理は、個々の行政機関が定める文書管理規則に従い、その責任の下に行われている」ということだそうであります。

尾崎委員 5ページの真ん中辺に「現実は」というのがありますね。「戦後の日本にかかる記録を」という、この「かかる」というのは役所ではよく言うんですけれども、周囲の言葉と不調和なものですから、戦後の日本に関するとか、日本についてのとか、普通の日本語の方がいいんじゃないかと思えます。

高山座長 いろいろとお好みもあろうかと思えますか、私の独断で「ついでの」にさせていただきます。

それでは、「現実には戦後の日本についての記録を知りたければ」云々ということにさせていただきます。

いろいろと細かく御指摘をいただきまして、ありがとうございます。ほかはいかがでございますか。

尾崎委員 どこかに何とか的というのがありますね。時間的と言ったかな、6ページの「諸外国では」から数えて3行目に「同時代的には」、これは最近はやりに「俺的には」などと言ったりしていますけれども、ややそれに近い。

高山座長 そうですね。何か短い言葉でいい言葉が私は思い浮かばないんですが。説明的に少し長くなってもいいのかということですよ。

尾崎委員 世代を同じくする時点では公開になじまない分野が認められる、とか。その後「後世における歴史の批判の可能性を確保することで公正な意思決定が担保される」というのがよくわからないんです。どういうことなのかが私にはわからないんです。直してくださいという意味ではありません。

三宅委員 これは将来に対する説明責任とかいう議論が入っているのかなと思ったんです。

高山座長 将来の批判、あるいは判断を意識しながらということですね。したがって、かなり大局的なのと言いますか、そういう視点を常に意識せざるを得ないということを強調することだと私も読んでおりましたが、その程度の読み方しかしていなかったんですが、確かにいろんな解釈ができる可能性はあるかもしれません。

尾崎委員 将来批判されますよと言われることで、現在の意思決定がより公正になる。こういう意味ですか。

高山座長 そのときにきちっと説明できるようなものを残しておくことで、自らを守ることができるでしょうということなんです。

尾崎委員 それでは、直していただかなくてもいいです。

高山座長 ほかはいかがでございますか。細かく見ていきますと、確かにいろいろと問題点もあろうかと存じますが、それは可能な限り我々の方も修正させていただきたいと思えますし、状況によっては御意見を伺うこともあろうかと思えますが。

三宅委員 世代を同じくする時点ではのところなんです、これはもうちょっと上を受けると、同時代の国民に対するものというニュアンスだと思うんです。これはもっとシンプルに言ったら、意思決定時にはというのだとニュアンスが違ってきますかね。

前の段で「主として同時代の国民に対するものとして理解されてきたし」、多分、同時代の国民というのを受けて同時代的にはというニュアンスになっていると思うんですが、公開になじまない分野というのを、意思決定に際してはというニュアンスだと、少し違いますかということ。要するに、修飾語が世代を同じくする時点ではというと、何となくわかるようで何となくなじまないんじゃないかと思ったんです。そうだとしたら、意思決定の際にはという意味なのかと思ったんです。そうすると、ちょっとストレート過ぎるか、ストレートな方がいいのか、もうちょっとマイルドな方がいいのかわからないので。

国立公文書館長 意思決定の時点ではなくて、意思決定からその後一定期間ということ、一定期間は公開になじまない分野がある。厳密な機密保持というの、一定期間だけ機密保持をするということと言うと、時限的な形の書き方をする方がいいんじゃないかと思うんです。

山田委員 ただ、情報公開法などで言うときの時限というよりももうちょっと長いスパンを多分考えている話なんでしょうね。

三宅委員 余り厳密な報告書ではないんで、ちょっとマイルドな法がいいかなと思ったんです。

高山座長 専門の立場から見ますと、かなりあいまいなところが残るかもしれませんが。

国立公文書館長 一定期間くらいの感じにしたらどうでしょうか。一定期間は公開になじまない分野もある。その間は厳格な機密保持。

高山座長 一定期間はという形に言葉に換えさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。ほかにもしその辺でよろしければ、一応これで文書は固めさせていただきたいと存じます。

それでは、これで本当に至りませんでしたけれども、各委員の御協力によりまして、一応の文案をまとめることができました。本当にありがとうございました。

これから残った時間、せっかくおまとめいただいたこの報告書が広く国民の各層に、あるいは公文書に関わられる一般国民の方に広く周知するためにどうするか。我々としても、文案をまとめたというだけでこれで終わりというわけにはいかないと思うんです。これを広く周知して実効のあるものにしていきたいということがありますので、それについて各委員の御意見をちょうだいしたいと思います。官房長官がお入りになりますので、ここでいったん、中断をさせていただきます。

(報道関係者入室)

(細田内閣官房長官入室)

高山座長 それでは、官房長官がお見えになりましたので、ただいまから、本日、つい先ほどまとまりました報告書を提出させていただきます。

各委員並びにオブザーバーの皆様、更には事務局の方々の御協力で、公文書の管理の在り方について、かなり中身の濃い内容がまとまったと思いますので、ひとつ、官房長官におかれましても、これを基にして、新しい、我が国における公文書管理の在り方について御支援をいただければ大変ありがたいと思っております。

それでは、ひとつよろしくお願い申し上げます。

(高山座長より細田内閣官房長官へ「報告書」手交)

内閣官房長官 どうもありがとうございました。皆さん、どうもありがとうございます。

高山座長 それでは、官房長官からごあいさつをいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

内閣官房長官 皆様、本日は、公文書等の適切な管理・保存及び利用のための体制整備につきまして、貴重な報告をいただきました。大変、短時間での御審議をお願いしたにもかかわらず、当初のスケジュールどおり充実した内容の報告書を取りまとめいただきましたこと感謝申し上げます。

私自身も、ワシントンに勤務しておったときに、ナショナル・アーカイブズという大きな国立公文書館が、一体どうしてこんな大きな建物であるんだろうかと思ったほどでございますが、その後勉強いたしてみますと、非常に民主主義の本質のかかわる施設として極めて重要な役割を果たしていることを実感したものでございます。

諸外国におきまして、公文書館制度が更に充実している中、我が国においても、国際的にも遜色のない公文書館制度を整備することが重要な課題であると考えております。

既に、総理は、施政方針演説において政府の活動の記録や、歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図りますと、公文書館制度の拡充・強化に国として積極的に取り組む決意を述べております。

この総理の決意を踏まえ、御提言の内容を真摯に受け止め、国立公文書館とともに、その内容を速かに実現すべく全力で取り組むことによって、我が国の公文書館制度の新時代を開くことができますように、努力してまいらる決意を申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

高山座長 ありがとうございました。

(報道関係者退室)

高山座長 それでは、本日、先ほどから申し上げますように、本懇談会といたしましては最終回でございます。今、官房長官に報告書をお渡しいたしまして、官房長官が御退席になりますまであと 10 分強の時間しかございませんが、お一方、1 分半ぐらいの時間で非常に短くなって恐縮でございますけれども、是非、こういう点をお含み置きいただ

きたいということで官房長官にお伝えいただくことがございましたら、各委員の方から直接おっしゃっていただきたいと存じます。

それでは、後藤委員の方から。

後藤委員 作家の村上龍氏がまとめた『十三歳のハローワーク』という本があるんですが、日本社会におけるいろいろな新しい職業が載っております。例えば、ランドスケープ・アーキテクト、風景とか景観の設計の専門家ですね。それも載っているんです。そして、先の国会で、景観法という法律が成立しました。ところがアーキビストというのは、残念ながらこの本には全くどこにも載っていないんです。法律もまだちゃんしたものがない。そういうことで、ちょっとさびしく思っております。

そこへ今度こういう報告書をまとめまることができました。私たち世代の仕事の記録と、その記録を保存・利用するための法制度と、そして、アーキビストという職業を次の世代に残していけるように念願しておりますので、お力添えを是非よろしく願いいたします。

高山座長 それでは、宇賀先生どうぞ。

宇賀委員 今回、この報告書の中で、立法論も含めたさまざまな提言を行っているわけですが、現行法上はできることをまずやらなければ、立法論も説得力を持たないと思いますので、まず、現行法上できることとして、私は是非官房長官にお願いしたいのは、立法機関、司法機関との間で協議をして、移管についての定めを設けること、これは現行法上できることですが、今までされてこなかったことですので、是非お願いしたいと思います。

高山座長 ありがとうございます。それでは、尾崎委員、ひとつよろしく願いいたします。

尾崎委員 先日、吉野作造という大正時代のオピニオンリーダーの書いたものを読んできましたら、この人は、昭和の初めぐらいから亡くなるまで、明治時代の資料の収集に専念するんですね。何で言論界のスターがそういうことに専念したのかというのはかねて疑問だったんですけれども、それはやはりどうしてもでき上がった制度についてそれを改めようとする、もうそのことは十分議論してつくった制度だという答えが返ってきて、なかなか改革ができないと、そして、現在の制度ができたときのバックグラウンドと、現在の社会の状況等をしっかり比較できなくてはいけない。そのためには、昔の資料をしっかりと集めておかなくてはいけないということで、それに没頭したとありました。

ああ、そうかと、公文書館みたいなことを考えていたんだなというように思いました。時代を越えてそういう思いがあるのだと思いますので、ひとつ、官房長官よろしく願いいたします。

高山座長 それでは、加賀美委員、ひとつよろしく願いいたします。

加賀美委員 前日も申し上げましたが、時代の問題とか、テーマとか、意識とか、人々の声とか様子などを克明にとどめております放送の番組、アーカイブズにかかる仕事をし、てまいりまして、ここでも、勉強しながらお役に立つことがあればと参加しています。基

本的なことですが、今を考えるために、また将来を考えるために、常に振り返って今までやってきたことの中から、いつも大事な情報とかメッセージをとり出すということを常に私たちはしております。アーカイブズの大切さは身にしみてわかっているのではありませんけれども、そういう中で、もう既に大事に保存・保管されているアーカイブズをどう活用するかという段階に放送における私たちの仕事は入っております。

その立場で、改めて見ますと、当然、よい状況で保存されているという、そのことが第1であります。ただ、あまり細分化されて細かに妙に仕分けされて保存・保管されますと、それが活用する立場になりますとかえって邪魔になって見えにくくなってしまふこともあります。ですから、日時とざっくりした大きなテーマのしわけで十分であって、それを探したり活用するのはのちの人の、それを利用する人間の力と目ですから、余り過保護になさなくてもいいような気がして、どう邪魔にならないように、どういういい状態で保存・保管するか、クールに大事にしてほしいというのが、利用する立場からの願いです。

ですから、アーキビストの力はとても大変で、細かい分類はさほどしなくても、その分テーマをきちんと捉える見識と、経験がほしいと思うし、そのために、アーキビストの研修をどうするのか、どういうアーキビストが大事なのかということ、これから真剣に考えたいし、また、周知徹底の話が出ましたけれども、一般への周知と、内部への周知、問題はまだこれからだと思います。よろしく願いいたします。

高山座長 ありがとうございます。それでは、加藤さん、お願いいたします。

加藤委員 官房長官はIT関連についての法整備をなさっていらしたと存じますが、やはりこれは尾崎委員から出たご意見だったと思いますが、3年目とか5年目といったように、時期を切って、日本にとって重要な、例えば、理科系の政策決定はどのようなものだったんだろうかというのを思い出しながら、重要な決定、ターニングポイントに当たるものというのを想定しておいて、歴史的文書として重要なんだということで集めていこうじゃないかという具体的な案も出ておりますので、そういう際には是非御協力いただきたいと思っております。

もう一つは、例えば日本の外交を考えた際に、外務大臣中心から官邸主導になるというのが、戦後の鳩山内閣の後くらいで変わるということがよく言われているんですが、官邸の資料も公文書館に移管していただきたいと、歴史家は考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

三宅委員 今回の懇談会の前に海外視察をして、アメリカのレコードセンターというのを拝見して、それがアーカイブズに保管される記録の基になるというか、各省庁から集められる記録が一時そこに預けられるということで、廃棄が無秩序にされないというのを目の当たりに見ましたが、今回、この報告書で是非早急に実現していただきたいのは、中間書庫というものをつくっていただいて、先ほど宇賀委員からもお話がありましたが、立法府や司法府との協議の上で、他の立法・司法も含めてさまざまな役所の文書が中間的には

その書庫に移管されるようなシステムを是非つくっていただくこと。

それから、映像とか音声も含めて、電磁的記録も含めた中間書庫という新しい形のものをぜひつくっていただきたいとお願いします。

山田委員 この懇談会の前の研究会の冒頭にも申し上げたことなのですが、環境問題にしる何にしる、我々の世代、好むと好まざるとにかかわらず、多くのツケを後世に残しているんだろうと思います。ツケだけ回されて、何も事情がわからないというのでは、多分後世の人たちはたまらないという気もいたします。やはりそのツケの説明というものはきちんと残しておかなければいけないわけで、我々の世代の説明責任というのはとりわけ重いのではないかという気がいたしております。

この答申の中にも書いてありますように、いろいろやらなければならないこと。あるいはすぐにできることというのはたくさんあると思いますので、早急に御検討いただきたいと思っております。

高山座長 ありがとうございます。各委員の方から官房長官に御要望を出していただきましたが、官房長官の方で何か御質問とかコメントをいただくことがございましたら、どうぞお願いします。

内閣官房長官 最近、この約10年以來の記録というのは、役所はほとんど全部パソコンを使いながら漸次、適宜文書なり考え方なり、会議の資料が保存されているんです。だから、それはそれでどういうふうにきちっと保存するか。これは余り労力をかけずに比較的整理もされて読みやすくなっているということはあると思います。

今後もどのような形でつなげていくかということは大変大事だと思うんですけども、その前をずっとさかのぼっていくときに、各省、私も通産省に長くおりましたら、エポックメイキングな出来事というのはたくさんあったんです。日米繊維交渉というのはどういうふうに始まって、どういう経緯を経て、どうしてこうなったのか。

サミットが始まったときどうだったとか。国際交渉何とかラウンドとか、こういうものが始まって、WTOができていく過程はどうだったとか、私自身のつたない経験で言っても、それぞれの行政官が一つひとつ思いを込めて文書をつくったり、廃棄したりしていくんですが、忙しいときには、先ほどもちょっとおっしゃったように、昔ものは資料がばらばらで後から見ると、必ずしもきれいにそろっていないです。それは本当に薄かわをはぐように見る方がいれば、それはだんだん解明されていくはずですし、やはり過去のものを捨てないと、今はどんどん廃棄も進んでおりますけれども、各省にもつかさ、つかさがあって、その省の政策史編集委員会みたいなポストもあるんですが、だんだん人が少なくなっていると思うんです。そういう中でやはりこの中間書庫というのは大変大事なことだと思いますけれども、現に役に立つから取っておきたいけれども、必ず歴史的な文書にもなるということについての、連携プレーだと思うので、何らかの各省の理解を得ないといけないと思います。

したがって、私も官房長官として、今日いただきました御提言、勿論、多様な御提言で

ございますが、各省の連携プレーをどういうふうに進めるかということだと思います。

それから、42人のスタッフで国立公文書館がやれるはずがないんで、その連携をするだけではなくて、今の定員厳しき折に、一部の人が出ていましてけれども、OBを、今は天下りもなかなかできないし、60になるとみんな辞めて、残りの人生25年時代に入って、1、2年残る人でも非常に安くアルバイト料をもらっている人が多いんですけども、しかし、公文書館自体が経験者を雇いながら何かもっと効率的なマンパワーの調達をやるべきではないかとか、私自身も37年前からそういった公務をしておる関係から言うと、そういう気持ちがいたします。

私は図書議連というのにも属し、かつIT関係に関心が深いものですから、京都大学の長尾総長、お辞めになったばかりですが、ああいうこの界の最高権威の人にも、国立国会図書館における在り方、国立公文書館における在り方、そしてもう一つは、研究、あるいは大学。京都大学の書庫も長尾先生に見せていただいたことがあります。やはり公文書的なものもたくさんあって、かつ学術資料もたくさんあって、そういった資料の整理においても、もう一つ統一されたところがないような気もして、しかし貴重な資料を拝見すると、すばらしいと思いつつながら、去年の夏ごろでしたけれども、そういう記憶がございますが、学と国会図書館、これは立法府でもあるわけですけれども、公文書館がいい連携がよりできていくこと。それから考え方、手法においていどのように連携できるかということとは、非常に大きなことであると思っております。

過去のものについても、これはIT化し保存するということは、各機関でもやっておられますので、それはそれで私も進めることは非常に意味があると。生の資料だけで積み上げることでも必要ですけれども、電子化は非常に必要だと思っておりますが、あれこれ申し上げて恐縮ですが、私自身はそういった中で、今日お出しいただいたものの中で、すぐに取りかかれるものを来年度予算や機構や、そういったものでも実現できるものを着実にすることと、各省の連携をきちっとすることだと思っておりますので、微力ながら皆さんと一緒に、皆さんのお考えにしたがって、一步一步進めてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

高山座長 連携の問題、この報告書の中にも書かれておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

それでは、官房長官は次の御予定がございますので、ここで御退席になります。どうも大変ありがとうございました。今後とも、よろしく申し上げます。

(細田内閣官房長官退室)

高山座長 それでは、先ほども申し上げましたし、委員の中からも御発言がございましたけれども、本日まとまりました報告書の内容、それはすなわち昨年の研究会、更には懇談会から約1年かけて御審議いただいたことをどのように一般国民と、それから行政機関の皆様方に認知してもらうか。あるいは十分に理解していただくかということについて、これは御自由に御意見をちょうだいしたい。時間の限りその問題を御発言いただいて、あ

る程度御審議いただければと考えておりますので、ひとつ自由に御発言いただければと思います。

できるだけ早く始めるといいのではないかというふうに思っております、できれば今年度のうちからできるようなことがあれば手をつけていくというようなことでもいいかと思っておりますが、後藤先生何かございますか。

後藤委員 一番近いのは、8月にICAのウィーン大会というのがございます。当然国立公文書の方は行かれると思うんですが、何らかの形でこの報告書の趣旨も、日本でもこういうことを始めていますというのをICAで報告をまずしていただければと思います。

そうすると、遠回りのようなんですけれども、世界のコミュニティーに発信されるわけですから、それがまた何らの形で戻ってくることも考えられます。

戻すためには報道機関にも協力を求めて、取材にこの機会に行ってもらいたい。本当は内閣府もどなたか是非行っていただいて、世界の公文書館の状況というのを実感してきていただくと非常にいいんじゃないか。

高山座長 ICAというのは、御承知だと思いますが、インターナショナル・カンファレンス・オブ・アーカイブズということで、アーカイブズの国際会議が4年に一遍開かれるということでございます。今年は開催場所はウィーンですか。館長は御出席になるんですか。

国立公文書館長 御披露させていただきますと、8月にウィーンで開催されます。総会ということで相当多数の人たちが来るはずですし、それから、いろんなセッションが同時並行的に行われるということなんです、我が国も当然そのセッションに参加することで、今までは余りそういう形のことは取ったことはなかったんですが、今回は折からできました日本アーカイブズ学会にも声を掛けましたし、私どものアジア歴史資料センターも当然ですが、そのほかに外交史料館、画像情報処理の団体、こういうところと1つの代表団を組みまして、日本の発表のフォーラムを確保したということでございます。

一緒に集まればそれだけ着目率も高くなるだろうと。その中には当然、我が国でどういう形のことをやっているかというようなことについても、報告させてもらいたいと思っております。

高山座長 それは1つの皮切りとして、大変いい企画ではないかなと思っておりますが、ほかにこういうことも考えておいた方がいいよということがございましたらどうぞ。

事務局への質問をさせていただいてよろしゅうございますか。この報告書はどういう形で、一般のかなり多くの人たちの目に触れるようになるのかというところは、何か既に決まっていることはございますでしょうか。

川口企画調整課長 まず本日の修正を織り込んだものをできるだけ早くWebサイトに乗せるということでございます。

それから、前に座長から御指示いただいておりますことは、この報告書を印刷する際には、後ろに関連資料、懇談会での資料等、一般的な事実に関する資料を後ろに付けて印

刷するようにということで御指示がございましたので、その内容につきましては、また御相談をさせていただきたいと思いますが、一般の読者の方で、必ずしも公文書館制度、基礎的な知識をお持ちではないということで、国際的な比較なども含めまして、それから地方でどの程度公文書館制度があるかとか、そういうものを考えておりますが、まだ具体的に詰まっておりませんので、この場でも是非こういうものも一緒に付けるべきだという御意見をいただければ、それも併せて盛り込みたいと思っております。

本文はすぐ提示しますが、その辺はちょっと時間がかかると思います。

高山座長これは私の個人的な希望みたいなものになるんですが、この報告書はこれだけですと、ある程度ボリュームとして少ないということもあるかもしれませんが、あまり目立ちません。そこで後ろに、我々がやってまいりました。例えば、海外の視察の報告書の主要部分を付けるとか、あるいは、事務局で大変御努力いただいたさまざまな諸外国のアーカイブズについての資料等もございまして、それは各回の配布資料ということで、Web上には公開されているということもございまして。特に、その中で差し支えがなければ、これは私の個人的な興味かもしれませんが、今回の文案を作成するに当たっても役に立ったアンケート調査結果なども付けて、それで、何か簡単に、出版物の形になっていると、関係者あるいは学生、いろいろな人たちが手軽に利用できていいのではないかななどと考えておりますが、何か各委員の皆様方で、お知恵がありましたら、お教えいただきたいと思っております。

加賀美委員 質問もいいでしょうか。周知徹底ということについて、私は、現場での周知徹底が一番大事だと思います。そのことと、一般への周知徹底ということと両方ありますが。

現場は当然、何よりも一番大切ですけれども、一般への周知徹底で、アーカイブズそのものがどんなに大事かという周知徹底なのか、日本のアーカイブズはこうであるという周知なのか、その辺がわからないんです、日本の場合には、やっとここまで来ましたが、決して進んでいない状況ですので、それをどうPRするのか、どのポイントをPRするのか、錯綜しているんですが。

高山座長 個人的にお答えさせていただきますと、両方だと思うんですね。日本の、こんな状態でいいんだろうかということも関係者に知っていただかないといけないと思うんですね。

これは余り、誇らしげなことではないということですが、これはやはり正直に出して、これでいいんでしょうかという問いかけをすることで、関係の方も、それから、今、直接アーカイブズにかかわっていらっしゃる方でも、やはりもうちょっと何とかしましうねという感覚を持てるのではないかというふうに思っております。

それでは、日本のアーカイブズは余りにも貧弱な水準で、これをどういうふうにするかということについては、最終的には我々が一人ひとりが考えていかなければいけないことなんだと思うんですが、やはり1つのヒント、あるいは事例として外国はこうなっていま

すよということを示すことが必要です。それから、何でこんなことになったのかということの1つの理由として、現実に行政関係のお仕事に関わっている人たちは、公文書や公文書の扱いについて、こんな疑問点や、あるいは率直な感じを持っておられるということを示すためにも、アンケート調査の結果を知ってもらう必要があるのではないかと考えて、先ほどそういう資料を付けて公表することを申し上げました。

それは直接的な問題で、もう少し間接的に広報するということに行きますと、これは加賀美委員が強く主張しておられるアーカイブズという考え方とか、あるいはもっと広く思想とでも言うような、それを国民各層に浸透させる必要があるのではないかと考えています。

今回、我々が直接的に対象として扱いましたのは公文書であります。ですから、その限りにおいて、これは公的な、要するに、司法、立法、行政という3つの部門において、そして、直接的には国の機関であり、その背後に地方自治体があるということだったわけですが、しかし、中で公文書の範囲というところで検討いたしましたように、これはそれだけにはとどめることはできない。かなり幅広く公文書の範囲を考えていく必要がある。それは、記録の形式として文字、文書による記録だけではなくて、映像があったり、あるいは音があったりということと同時に、そのつくられている主体というものが単に公的な、あるいは官としての世界だけではなくて、民の世界のものも必要であるということ、相互に連携を取り合うネットワークというものがつくられなければならないということが、この報告書の中に書き込まれたというふうに考えております。そうなりますと、やはりアーカイブズというものを直接的には公文書に関わっている人たちに理解していただくと同時に、広く背後の国民一般というところまで、視野の中に取り込んで報告書の対象を考慮しておく必要はあるのかなというふうに考えております。

そう考えてまいりますと、やはりどう広報するのかということが非常に大きな問題になるかと思えます。これは単に、こういう報告がまとまりましたということで、メディアを通じて、そのときそのときの記事になっているというだけでは、不十分ではなかろうと思えます。例えば、先ほどお話が出ましたように、ICAの会議に、日本のデレゲーションが参加するというのであれば、そこに参加された方々がいろいろとウィーンで経験されたものを持ち帰られて、それを元にしてみんなのアーカイブズに対する意識を少し高める、あるいは共有する、そういう何かイベントみたいなものを考えるということも1つの方法かなというふうに思っております。

これに関しては、国立公文書館としては定例的に展示会は勿論やっておられますが、何か定例の年間の行事みたいなものはあるわけでしょうか。

国立公文書館長 もう7月でございますので、毎年、今ごろの時期から、7月から、平成16年度中に保存期限が満了する文書について、17年度にいかなる文書を各省庁から移管を受けるかという、移管のための協議が実は開始されます。その開始が、もうすぐにも行われるわけですが、そのときに、当然のことながら、各省庁の文書担当者に対して、ど

ういう文書に移管してくださいよというようなことをやりますが、今回、特に報告書も出ておりますので、この報告書で言われていたようなところも踏まえて、新たな形の各省庁に対する働きかけをやっていくというところがまず一番最初のところの話になると思うんです。

ただ、この報告書の趣旨を更に一層徹底していただく、それから、従来から宇賀先生などからお話がございます。移管のための協議の枠組があるわけですが、その辺のところでもう一度それを徹底して再認識してもらおうというような形の活動も当然のことながら必要になってまいります。これは、どういうレベルでどういう形でやるかというのは、これは早急に詰めていかなければならないと思いますし、それは、国立公文書館としてということもさることながら、移管協議は話がここにも出ていますように、内閣総理大臣と各大臣との間で行われる形になっていますので、内閣府にもお願いをしていかなければならない、各省に対してもお願いしていかなければならないというようなことになってこようかと思えます。

尾崎委員 やはり一番大切なのは、各省庁、文書を持っている人たちの取り組みの問題だと思うんですけれども、1つのショック療法として、選挙が行われて、内閣改造があるかどうか知りませんが、仮に内閣改造があれば、新内閣の最初の閣議が何かで、閣議決定と閣議了解ではなくて、総理の発言でいいんじゃないかと思うんですけれども、例えば、自衛隊のイラク派遣であるとか、何でもいいんですが、銀行に対する公的資金の投入でもいいですし、幾つかのテーマを選んで、これは必ず関連文書を国立公文書館に将来出すように、しっかり文書の管理をしるということを発言していただく、できれば閣議了解ぐらいにしていいただければ、これは注目されると思うんですよ。

その際、特に憲法改正というテーマを対象にしますと国会が絡んでくるんです。憲法の問題というのは、所管している行政官庁はないわけですから、国会が絡んでこないとだめなんですね。そういうことはやはりきちんと将来の国民のために、憲法改正なんて歴史文書の最たるものですから、そういうものはきちっと関連文書を保管して、期限が来たらきちんと公文書館に引き渡すのが、我々の義務であるということを、最初の閣議にやっていただくと、これは大変大きな記事になって、行政各省もしまる、そして、文書をきちんと保存しておくということが大切な自分たちの仕事だということを認識してもらえらると思うんですね。

内閣府大臣官房長 今の話も、1つの例としてよく考えてみたいと思います。初閣議というふうにはんとできるという形を、儀式みたいなものが多いものですからあれですが、上からショック療法というのが1つの方法と思います。

それから、私どもとしては、この提言を元に、閣議の文書や官房長等申し合せ文書、それから、いろいろな文書課長関連の申し合せの文書、見直しを求められているわけですので、まずそこからやって、関係の文書課長会議をやったりとか、そういうようなことで、各省庁への徹底というのでしょうか、ここに出す具体的なものをまずつくりまして、それ

で会議をしまして、その徹底をしていきたいと思います。公文書館の方でやっています担当者を集めての会議ですと、もう少し若い職員になりますので、やはり担当課長であるとか、あるいは担当官房長であるとかがその気にならないと動きませんので、こういうふうなことはやらせていただきたいと思います。

それから、これも菊池さんとの御相談になりますが、公文書館でもいろいろな研修がありまして、関係の人たちへの研修があるものですから、こういうときに1つの教材としてこれも使ってもらって、各県の公文書を持っているところ、あるいは文書管理をやっている人たちにもわかってもらうということも大事だと思いますので、そういうような形で、地道なところとショック療法を考えさせていただきませんが、是非それはやらせていただきたいと思います。

それから、先ほど話題になりました中間書庫の話ですね。これも今回の報告書の非常に大きな目玉だと思います。予算というのは一遍にどんとすぐ建築費はいかなくて、調査費とか何とかで若干手間がかかりますが、鉄は熱いうちにといいましょうか、今やっていかないとなかなかチャンスを逸してしまいますので、これもしっかり受け止めさせていただきたいと思っております。

高山座長 ありがとうございます。これから是非よろしく願いいたします。あとは何かございませんでしょうか。

この文書管理の問題というのは、情報公開の問題と、行政情報公開と言うべきでしょうか、切っても切れない関係でございますが、それらに関して、三宅先生、山田先生、あるいは宇賀先生、何か情報公開の法律関係に絡んで、うまく取り上げられているようなことがもしございましたら、御披露いただくとありがたいんですが。

宇賀委員 反省を込めてということなんですけれども、私もいろいろ大学とか今でも放送大学の大学院で、情報法の講義をやっておりますし、いろいろなところで情報公開について話したり、あるいは著書を執筆したりということがあったんですけども、国立公文書館の取り扱いが非常に、非常にというのは極めて不十分だったなということを反省しております。今、放送大学の講義も4年で1サイクルで、次のサイクルに入りますので、今、テキストの改訂をこれから始めますので、是非今回は国立公文書館法についても触れたいと思いますし、また、情報公開法の改訂の機会がもしありましたら、それも含めて文書全体のライフサイクルについて触れていきたいと思っております。

高山座長 ありがとうございます。ひとつよろしく願いいたします。

それからもう一つ、やはりアーカイブズでは、歴史学という視点が落とせないと思いますが、歴史学の関係の学会や何かで、アーカイブズの問題を取り上げるというような可能性はどうございましょうか。

加藤委員 一つは、東アジア近代史学会というのは、史料部門というのを立ち上げていて、かなり熱心に中国や台湾や韓国の現状などを紹介しながらやっていますが、いかにせんいまだ学会人数が少ないのです。日本歴史学会ですとか史学会ですとか、そういうとこ

るでの取り上げ方はいまだ不十分なんですね。ですから、今後、その点での改善はできると思います。

いずれにしろ、我々としては広く社会から御批判をいただくことが大切かと。世間一般の人々、学者も含めてですが、必ずしも十分にこのような法的な複雑な構造が頭に入っているわけではありません。社会からの批判はある意味誤解に基づいた批判も多いと思います。ただ、その誤解を含めてたたいていただいて、それで将来につなげるということはまず大事だと思います。

また、歴史的に重要な公文書を組織的に持っている官庁というのはあるわけですね、日銀の資料室であるとか、大蔵省の財政史資料室とか、防衛庁の防衛研究図書室とか、外務省の外交史料館、国会図書館の憲政資料室、そういうところがこの問題をどうとらえていらっしゃるかというのは、我々は余りよく確認せずに議論をしてきました。ですから、世間では、この懇談会は国立公文書館がやっている研究会だとか懇談会ではないかと考えている向きもあつたりします。今後は彼らが持っている知的なりソースですとか、記録の審査システムなどをうまく学ぶ必要があると思います。その際、内閣府が国立公文書館と連絡する部署をつくって強化するという方向もこの報告書に書かれてありましたが、やはりそれぞれの省庁が持っている、歴史的な記録を保管している方々と連絡する部署とか、そうしたものを作っていかなければいけないでしょう。それによって認知も高まると思います。これはアジア歴史資料センターのいい経験ともかぶると思いますので、その点もお願いしたいと思います。

高山座長 どうもありがとうございました。

官房長が4時から記者会見があたりだそうで、そろそろ御退席になられるようでございますので、最後にごあいさつをちょうだいできればと思います。よろしく願いいたします。

内閣府大臣官房長 研究会のころから始まりまして1年、本当にいろいろ幅広く議論をしていただきまして、この立派な報告書をまとめていただきましてありがとうございました。

私、役所での生活33年ぐらいになりますが、公文書にはずっと携わってきたのにもかかわらず、余り公文書の持つ意味とか、考えることが多くなくて、どちらかというと、古い資料が退蔵されたままというのでしょうか、その中には、ちゃんと管理をし、あるいは公文書館に移管すべきような文書に携わる、公開する仕事に携わる件と2つあるんですが、余り認識を深める機会もないまま来ましたが、この研究会に、先生方のお話を聞かせていただきまして、大変認識を新たにいたしました。

恐らく、霞ヶ関の多くの役人は、私と同じレベルの人が多いのではないかと思います。私自身が認識を新たに、こういう経験を踏まえて、その大切さを自らの経験に照らして、各省庁の関係者に十分伝えていきたいというふうに思っております。

先ほどもちょっと申し上げましたが、いろいろなレベルで各省との会議を持つことがで

きますので、いただきました提言の中にも、より各省にとって使いやすさの具体化をまず内部で考えて、その途中であるいはまた御意見を承るかもしれませんが、内部で考えて、それでもって各省に徹底して、せっかくの成果をできるだけ実のあるものにさせていただくように努力させていただきたいというふうに思っています。

本当にどうもありがとうございました。

高山座長 どうもありがとうございました。

内閣府大臣官房長 恐縮でございますが、失礼させていただきます。

(内閣府大臣官房長退席)

高山座長 それではまた、元の議題で、報告書の周知徹底というところで、ひとあたり御意見をいただいたと思いますが。

加賀美委員 私たちの周りでは、公文書も含めてどんなにアーカイブズが大事かということもかなりみんな認識しています。ですから、認識がないとか、認知がされていないと言われるのがとても不思議なんですね。今を見る、また将来見るためにそれがどんなに大切かという、そのことはかなりみんなわかっていると思うのです。アーカイブズという言葉でも、これは即物的な意味だけではなくて、大事にする行為そのものを言うわけですね。

私たちの周りでも、最初はアーカイブズって何ですかという問い合わせが大変多かったのですが、それが今では、アーカイブズと言わないと落ち着かないぐらいなんです。やはり時間はちょっとかかりましたけれども。そして、TVを通してアーカイブズとは「大事な文書」や「映像」の保存・保管・利用と必ず公文書のことも言ってきました。

公文書はとても大事なもの。国のものはみんなのものですから、結局日本のみんなのものなんですから、特別視しない方が私はいいと思うんです。

そういう意味では、比較的みんなそんなに認知していないはずがないと、これは実感しているんです。私への質問も、初めは「アーカイブズって何ですか」でしたが、今は、道などを歩いていますと、「アーカイブズの人ですか」と言われるぐらいなんですね。ですから、本当にやり方によっては幾らでも周知の仕方はあり、大事なことから、わかるはずだと思えます。

でも、一番根本は、本当に先生もおっしゃったように、内部への周知徹底が何より大事なのかなというふうに思います。

高山座長 今、加賀美委員がおっしゃってくださったように、わが国の社会では、相当アーカイブズの認識が高まってきた。これは例えば、マスメディアの中で、あるいは具体的にNHKの中でアーカイブズに対する見方が変わっていった、あるいはNHKの視聴者であるところの国民一般の中でアーカイブズに対する認識が浸透していったというのは、やはり加賀美委員の番組の持っている影響力が非常に大きいと思うんですね。アーカイブズってこういうものなんだということは具体的にわかることによって理解がずっと進んでいくと思うんですね。

これは鶏と卵みたいな議論で、では、アーカイブズを知らせるために何かをする、そのためにはちゃんと文書が集まってこなければいけないということになるんですが、その地道な努力を進めていかなければいけないというふうに思っております。また、そういう面ではいろいろと加賀美委員の御経験や何かを活用させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

あと何か、もうそろそろ時間も押し迫ってまいりましたので、もし御発言がございましたらお願いしたいと存じます。

国立公文書館長 公文書館長としても、これが最後の会合ということで、ありがとうございました。本当に1年間まるまる先生方のお世話になりまして、こういう報告書をまとめていただいて、先ほど官房長も申しましたけれども、力を合わせて実現に努力してまいりたいと思います。

今、加賀美委員がおっしゃいましたが、お陰様で、私どもの今度の実績報告書の中にも、アーカイブズという言葉が、平成15年度の実績報告書、近く評価委員会に出しますが、その中にも幸いにしてアーカイブズという言葉の認知が非常に高まってきたということを書かせていただきました。

加賀美委員の番組のまさに成果だと思っておりますが、問題は、ああいう形でもって、映像だとか、あるいは我々のところの公文書館にお越しになった方が、いろいろ展示物を見ると、こういうものを残しているのは大事ですねと、それは大事ですねというのは、残っているものについては言うんです。行政官であっても言うんです。ただ、自分が毎日毎日仕事の中でつくっている資料が、行政文書が、これが年を経た後に、歴史的な公文書になるんだよ、そのために今の、現在の時点からきちっとした保存管理体制をつくらなければいけないんだよと、先ほどのライフサイクルを通じての文書管理という話がありましたけれども、その部分が現在、行政に携わっている人は、先ほど官房長が申しましたが私自身もそうでしたが、目の前の課題に取り組むことがあると、後ろに残していくということについては、だれか有能な秘書でもいてきちっとファイリングしてくれれば残ると思いますが、なかなかそれができないというのが実際です。やはりアーカイブズが大事だというのは、では、あなたたちが携わっているものについての記録をきちっと保存してくださいよということは、併せて言っていかなければいけない。江戸時代のもの、明治時代のもの、戦前のものを見て、これはいい資料が残っていますねということだけではだめなんだなという感じがあります。

したがって、先ほど尾崎委員がおっしゃったように、ごく最近の話でも、これはきちっと残せというような形のことが、ショック療法的に、その関係の記録を全部残すという習慣づけを、何かの形でしていくということは大変有効なのかなというふうに思います。そういうようなことも含めていろいろ考えていかなければいけないかなと思います。

本当にどうもありがとうございました。

高山座長 どうもありがとうございました。ほかにもし御意見がございましたら、

以上で懇談会の議事を終了させていただきます。本当に長期間にわたりまして、また、大変実のある報告書がまとまりましたこと、私からも各委員の皆様方、それから、オブザーバーの各位、更には、我々を支えていただいた事務局の皆様方に、この場を借りて厚くお礼を申し上げたいと思います。

私の至らぬ進行でいろいろ御不満の点多々あったと思いますが、それは平に御容赦をいただきたいということを申し上げまして、これで終了させていただきます。

なお、本日の議事につきましては、従来どおり、速記録ができ上がり次第、また各委員のお手元にお送りしたいと存じますので、よろしく御添削のほどお願いいたします。

それから、事務局からもし御発言がございましたら、ひとつよろしくお願いいたします。

川口企画調整課長 事務的なことだけでございますが、議事録の修正ということで、引き続きまたお送りさせていただきます。ありがとうございます。

それからWebサイトでございますが、前回の資料も含めて、順次整い次第公開をさせていただきますということでございます。本日の資料も今会合終了後公開ということでございます。

それから、5時から高山座長の方から座長会見ということで、予定されておりますので、内容はお伝えしていただくということでございます。内容的には、この会合終了後、すべてオープンということでございますので、場合によっては、内容が一部報道は違う可能性もございます。そういう段取りになっております。よろしくお願いいたします。

高山座長 それでは、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。